

消防組織の概要

2. 消防機関

2. 消防機関

消防機関とは、消防組織法に定められている次の3つの組織をいいます。市町村にはこれらの消防機関のうち、全部又は一部を設けなければならないとされています。

- 消防本部
- 消防署
- 消防団

消防本部は市町村の消防事務を統括する機関で、通常人事、予算、庶務等の組織維持のための事務や、消防活動の企画、運営等処理しています。

消防署は消防本部の下部機関であり、火災の予防、火災の消火や人命救助、救急業務などの消防活動を第一線で行います。通常、消防署は消防本部とあわせて設置されますが、消防本部のみを設置している市町村もあり、そのようなところでは消防本部が現場活動も行います。

消防団も消防本部と同様に、消防活動を行う市町村の公的機関ですが、消防本部との違いは非常備体制であるということです。消防団員は非常勤であり、日常は各々の職業に従事し、必要の都度参集して消防活動に従事することになります。

消防本部と消防団の関係は、法律上並列的關係にあります。ただし、共に消防活動を行う際には指揮系統を一元化しておく必要がありますので、消防団は消防長または消防署長の所轄のもとに行動するものとされています。

